

一般社団法人 日本フットケア・足病医学会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人日本フットケア・足病医学会と称し、英文では「Japanese Society for Foot Care and Podiatric Medicine (JFCPM)」と表記する

第2条 (目的)

当法人は、足に関するあらゆる疾患（足病）に携わる専門職種・業界が結集し、足病に対するフットケア、予防、診断、治療、教育、研究および技術の向上や標準化を図り、当該分野における医療を確立・普及させ、専門的知識の啓発および学術の発展に寄与することを目的とする。

当法人は、その目的を達成するために次条に定める事業を行う。

第3条 (事業)

- (1) 学術集会、セミナー、地方会、講演会および講習会などの教育、普及活動
- (2) 国際学会、その他国内外の関連学術団体との連絡および提携
- (3) 機関誌、学術論文集などの刊行
- (4) 足病変に関する予防・診断・治療の標準化および技術の推進とその普及
- (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第4条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第5条 (公告)

当法人の公告は、日本フットケア・足病医学会のホームページの電子公告により行う。

- 2 但し、やむを得ない事情により電子公告にて公告できない場合は、官報により行う。

第2章 会員

第6条 (種別)

当法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同した医療に従事する者および医学研究者

(2) 賛助会員

当法人の目的、事業を賛助する上記以外の個人または団体で理事会により承認を受けた者

第7条 (入会)

当法人の会員になろうとする者は、別途細則に定めるところによる手続きにて申請を行わなければならない。

第8条 (会費)

当法人の会員になろうとする者は、社員総会において別に定めるところによる会費を納入しなければならない。

第9条 (退会)

当法人を退会しようとする者は、別途細則に定めるところによる手続きにて申請を行わなければならない。

第10条 (除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 本定款その他当法人の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第11条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡または失踪宣告をうけたとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名したとき

第12条 (資格喪失に伴う権利および義務)

会員が前3条の規定によりその資格を喪失した場合は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員

第13条（評議員）

当法人には全正会員数に一定割合を乗じた数の評議員をおく。割合は理事会により定める施行細則による。

- 2 評議員は正会員の中から選出されなければならない。候補者は、正会員の中より別に定められた様式により立候補もしくは他薦されたものとする。
- 3 その他評議員に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会にて定める細則による。
- 4 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することが出来る。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (4) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3条の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（精算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第14条（社員）

当法人は、評議員をもって一般社団法人法および一般財団法人法に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。社員は、社員総会を組織し、法人法に規定する事項および定款の定めた事項に限り決議する。なお、社員総会に関する事項は別に定める。

- 2 社員の氏名および住所を記載した名簿を作成し、当法人事務所に備え置くものとする。

第15条（社員の資格）

社員は、次の各号の一に該当する場合は、社員資格を失う。

- (1) 会員の資格を喪失したとき
- (2) 連続して2年間、正当な理由なく社員総会を欠席したとき

第4章 役員

第16条（役員の設定および定数）

当法人には次の役員をおく

- （1）理事 3名以上
 - （2）監事 1名以上
- 2 理事と監事は、兼任することはできない。

第17条（役員を選任）

理事および監事は、社員総会の決議によって、社員の中から選任する。

- 2 理事の中から、理事会の決議によって代表理事1名を選定し、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事長は副理事長を推挙し、理事会で決議する
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第18条（役員職務権限）

理事は理事会を組織し、理事会および社員総会の議決に基づき会務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、理事会ならびに社員総会を招集し、その議長になり会務を統括する
- 4 副理事長は、理事長を補佐する
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、社員総会に報告する。
- 6 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を調査することができる
- 7 監事は、理事会に出席し意見を述べることはできるが、議決に参加することはできない。

第19条（会長）

会長は、社員総会において選出する。会長は学術集会を主催する。

第20条（任期）

理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員として選任された理事の任期は、前任者または現任者の残任期

- 間とし、補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする
- 3 理事長、監事の任期は連続2期までとする
 - 4 会長の任期は1年とし、前年度学術集会終了後より当年度学術集会終了時までとする。

第21条（解任）

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第5章 社員総会

第22条（種類）

当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

第23条（構成）

社員総会は、全ての社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第24条（権限）

社員総会は、次の事項を決議する

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任および解任
- (3) 各事業年度の決算報告
- (4) 定款の変更
- (5) 長期借入金ならびに重要な財産の処分および譲受
- (6) 解散
- (7) 合併ならびに事業の全部および重要な一部の譲受
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項および本定款に定める事項

第25条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 社員総会の招集通知は、会日の1週間前まで（書面または電磁的方法による議決権を認

める場合は2週間前まで)に各社員に対して発する。

- 3 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

第26条 (議長)

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出するが、原則として副理事長がその任に当たる。

第27条 (決議)

社員総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定めた事項

第28条 (代理)

社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員は代理権の委任を証明する書類(委任状)を当法人に提出しなければならない。

第29条 (決議および報告の省略)

社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事は社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第30条 (議事録)

社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、社員総会から

10年間主たる事務所に備え置く。

第6章 理事会

第31条（構成）

当法人には理事会を置く。理事会は、全ての理事および監事をもって構成する。

- 2 理事長および理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 その他、業務執行理事並びに理事会に関する事項は、一般法人法またはこの定款に定めるもののほか、理事会にて定める細則による。

第32条（権限）

理事会は、次の各号の権限を持つ。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および副理事長その他業務執行理事等の選定および解職

第33条（招集）

理事会は理事長が招集し、議長となる。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集するが、原則として副理事長がその任に当たる。

第34条（決議）

理事会の議事は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第35条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が意義を述べた場合はこの限りではない。

第36条（議事録）

理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果並びに法令で定める事項を記載し、出席した理事の代表（理事長が出席した場合は理事長とする）および監事は、これに記名押印または署名する。

第7章 会計

第37条（経費）

当法人の経費には、会費および入会金、また寄附金やその他の収入をもって充てる。なお、会費および入会金に関する細目事項は、理事会で定める細則による。

第38条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第39条（計算書類）

理事長は、財務担当理事とともに毎事業年度、次の書類および附属明細書を作成して、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得た後、定時社員総会に提出し、（1）、（2）の各書類についてはその承認を求め、（3）の書類についてはその内容を報告しなければならない。

- （1） 貸借対照表
- （2） 損益計算書（正味財産増減計算書）
- （3） 事業報告書

第40条（剰余金の分配）

当法人は、会員、社員、その他の者または団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 解散

第41条（解散）

当法人の解散は、法人法第148条第1号、第2号および第4号から第7号までに規定する事由のほか、社員総会において社員総数の半数以上であつて（委任状による出席も含む）、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成を得て議決しなければならない。

第42条（残余財産の帰属）

当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、各社員に分配しない。

- 2 前項の場合、当法人の残余財産は、社員総会の決議を経て、国または地方公共団体、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人または公益財団法人、あるいは公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イおよびトに掲げる法人に寄付するものとする。

第9章 附則

第43条（細則）

本定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、別に定める。

第44条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から2020年3月31日までとする。

第45条（設立時の役員等）

当法人の設立時の役員は次の通りとする

＜説立時理事＞

別紙一覧

＜設立時代表理事＞

小林 修三

＜設立時監事＞

別紙一覧

第46条（設立時の主たる事務所所在場所）

当法人の設立時の主たる事務所所在場所は、東京都新宿区大久保二丁目4番12号とする。

第47条（事務局の設置）

当法人に係る事務並びに庶務等の作業を円滑に遂行するため、事務局を置く。

事務局の所在場所は次のとおり

東京都新宿区大久保二丁目4番12号

新宿ラムダックスビル9階 株式会社春恒社 学会事業部内

2019年7月1日施行

2019年9月6日変更 第6条

一般社団法人 日本フットケア・足病医学会
定款細則

第1章 総則

第1条 (目的)

本細則は、定款第43条に基づき、定款を運用するために必要な事項を規定し、当法人の円滑な活動を推進することを目的とする。

- 2 本細則の改定・廃止については理事会の決議による。

第2章 会員

第2条 (入会)

当法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書またはオンライン申請に必要事項を記入し、入会金、初年度年会費を添えて事務局に申し込み、理事会の承認を受ける必要がある

第3条 (会費)

当法人の会員が負担する年会費は、次のとおりとする。

なお、年会費は各年度の初めに納入するものとする。

入会金	5,000 円
正会員	10,000 円
賛助会員	50,000 円
名誉会員	0 円

- 2 会費は、年度途中で入会する場合も当該年度の全額の納付を要し、年度途中の退会も含め、理由の如何を問わず返還しないものとする
- 3 会費の変更については、社員総会の普通決議による。

第4条 (退会)

当法人を退会する者は、未払いの年会費を支払いの上、退会年度末までに事務局に書面またはオンラインで申請しなければならない。

第3章 委員会

第5条 (委員会の設置)

当法人には必要に応じて委員会をおくことができる。委員長、副委員長は理事会の決議を経て理事長が任命する。なお、委員は委員長が任命する。

- 2 各委員会の委員長、副委員長は原則 1 名とする
- 3 設置する委員会については、理事会で決定するものとする
- 4 その他、理事長の命により、適宜、委員会およびワーキンググループを設置することができる

第 4 章 学術集会

第 6 条 (学術集会の開催)

当法人は、学術集会として、年次集会を毎年 1 回開催する。

- 2 北海道地区、東北地区、関西地区、中国四国地区、九州・沖縄地区では、地方会学術集会を年 1 回開催する。
- 3 関東地区では、学術セミナーを年 1 回開催する。

第 5 章 年次集会大会長

第 7 条 (年次集会大会長の選出)

大会長候補は理事 1 名の推薦をもって評議員・理事の中から理事会によって選ばれ、理事会・社員総会の承認をもって選出される。原則として 3 年後までの大会長を選出する。

第 8 条 (年次集会大会長の権限)

理事以外の年次集会大会長は当該年次集会前年および当年の理事会に参加できるが、決議には加わらないものとする。

第 9 条 年次集会大会長の任意は 1 年とし、前年度学術集会終了後より当該年度学術集会終了時までとする

第 6 章 理事・監事

第 10 条 (理事・監事の選出)

理事は 24 名以内とする。

- 2 理事・監事は評議員の中から理事会で推挙する。
- 3 理事・監事の選出候補者は選出が行われる日に 70 歳未満でなければならない。
- 4 理事・監事の選出候補者は履歴書とともに書面で立候補の意思を伝えなければならない。
- 5 理事・監事の選任は、立候補者の理事・監事としての適格性を判断し、理事会、社員総

会の決議をもって選任される。

- 6 理事・監事の改選は総会の3ヶ月前までに公示しなければならない。

第11条（理事・監事の職務）

理事は理事会を組織し、総会および理事会の決議に基づき会務を執行する

- 2 監事は本会の財産および業務執行の状況を監査し、その結果を社員総会に報告する。
- 3 監事は理事会に出席し意見を述べることはできるが、決議に参加することはできない。また、理事を兼任できない。

第7章 理事長・副理事長

第12条（理事長・副理事長、役付理事の選定）

理事長は理事の互選により選出され、理事会にて過半数以上の賛成により選定される。

- 2 理事長は、副理事長若干名を推挙し、理事会の決議により選定することができる。

第13条（理事長・副理事長の任期）

理事長・副理事長退任後は理事として再任を妨げない

第14条（名誉会員・功勞会員）

当法人は、過去理事長経験者で当法人の設立および運営に多大なる貢献を残した者を、名誉会員として理事会の決議により選定することができる。また、過去大会長経験者で当法人の運営に多大なる貢献を残した者を、功勞会員として理事会の決議により選定することができる。

- 2 名誉会員はオブザーバーとして理事会に参加することができる。

第8章 評議員

第15条（評議員の選出）

評議員は理事2名の推薦・指名により正会員から選出される。

- 2 理事会はこれを審議する。
- 3 評議員は2年以上の会員歴を有する正会員でなければならない。
- 4 評議員候補は履歴書を理事会に提出する。
- 5 評議員の定数は、正会員の概ね5パーセントとし、具体的な員数は、評議員選挙時に理事会の決議により決定する。

2019年7月1日施行

2019年7月26日変更 第3条、第14条

2019年9月6日変更 第12条